

親族の範囲について

参考資料3

※ 前提

- 民法第725条における親族の範囲
- 一 6親等内の血族
 - 二 配偶者
 - 三 3親等内の姻族



委員会等における御議論

○親、子及び配偶者 (パブリックコメント)

- ・国会審議において明確な答弁
- ・実務上も、親子関係や親族関係に基づくできるだけシンプルな形が望ましい
- ・親族間トラブルを生じさせるおそれがあり、限定的に取り扱うべき

○兄弟姉妹を含める

- ・現場において、兄弟姉妹への優先提供の希望がある

